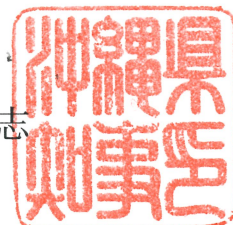




知基第51号
平成30年6月22日

第18航空団司令官
ケース・カニングハム 殿

沖縄県知事 翁長 雄志



F-15戦闘機の墜落について（抗議）

平成30年6月11日午前6時26分頃、米空軍のF-15戦闘機1機が沖縄本島南部の洋上に墜落しました。

今回の事故は、県民への被害は報告されておりませんが、航空機関連事故は、一歩間違えば人命、財産に関わる重大な事故につながりかねません。

嘉手納飛行場所属機をはじめ米軍機については、今年の1年間だけでも不時着・炎上、部品落下、緊急着陸など約30件もの事故が発生し、そのたびに県や関係自治体等が航空機管理体制の抜本的な見直しを求めているにもかかわらず、このような事故を起こしたことに強い憤りを禁じ得ません。

また、米空軍においては、重大事故が相次いでいることを受け、全航空機を対象に運用安全点検を実施することとし、嘉手納飛行場所属の空軍部隊においても、5月21日までに当該点検が実施されたとのことですが、このような中、今回の事故が発生しており、米軍の航空機整備の在り方、安全対策等について大きな疑念と不信感を抱かざるを得ません。

県としては、今回の事故の発生に強く抗議し、米軍の航空機整備、安全管理体制の抜本的な見直しを図るとともに、原因究明がなされるまでの同機種の飛行中止、事故原因の徹底的な究明と速やかな公表、実効性のある再発防止措置の実施を強く要請します。